

令和7年度野根地区公衆トイレ等整備工事

入札仕様書

令和 7 年 6 月 24 日

- 1．工事名称 令和7年度野根地区公衆トイレ等整備工事
- 2．工事場所 東洋町大字野根丙1848-1
- 3．工事期限 契約日翌日～ 令和7年12月26日
※1 諸完成検査に合格していること。
※2 工期について不足が生じた場合、監督職員と協議、議会議決後、
工期を延長することとする。
- 4．工事範囲 設計図書の記載のとおり

＊ 設計図書（設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書、入札仕様書及び質問回答書）
による施工一式とする。

＊ 細部については、仕様書、添付図面に示された範囲並びに入札仕様で示されてない事項
についても、構造上、施工上若しくは技術上必要なものは、すべて技術的良識をもって
請負者の責任と負担において、遅滞なく施工する。
- 5．施工条件

＊ 工事の範囲は図示による。

＊ 作業（現場事務所での事務的作業を除く。）時間は原則として8時から17時迄
とする。ただし、工事の内容によりこの時間により難いときは、監督職員の承諾を
得ること。
- 6．進入道路 工事進入路に関しては安全処置の上（交通整理等）進入すること。
進入路は毎日点検し、整備、清掃及び散水を行うこと。
- 7．近隣関係 工事に関して発生する汚染水等の放流については河川や側溝等にそのまま
放流することのないように事前に計画を立て適正に処理を行うこと。
やむを得ず振動・騒音の発生する工事については、近隣住宅側に対しこれ
を最小限にとどめるよう検討し近隣住民に配慮する。
- 8．申請手続 工事の施工に必要な電気、水道工事等に関する関係官庁への諸手続きは
施工業者にて速やかに行うこと。
- 9．現場代理人及び技術者の届出
現場代理人ほか技術者について書面にて届け出ること。
技術者は、建築士法及び建設業法に依る資格証を添付のこと。また主任
技術者で資格によらない場合は、実務経験のわかる資料を添付のこと。
- 10．工程表 工事に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- 11．竣工図 原設計図を訂正して製本二つ折りを2部提出すること。
- 12．下請業者名簿
当初は予定表にて提出（下請け業者によっては変更をお願いすることが
あります）上記確定後は確定業者の名簿を提出して下さい。
＊ 東洋町の地元雇用促進に特に配慮すること。
- 13．第3者補償 本工事施工に関して、第三者に危害及び被害を与えた時の補償は全て施工
業者の負担とします。

14．火災保険等の加入

保険対象金額は工事規模・請負契約額に相応する内容とし、本工事着手時期以前に加入する。契約の終期は、工事完了予定日後３０日以上とし受取人は東洋町長とする。

15．その他 特記事項

＊ 事前調査について

a) 着工にあたり敷地内外の状況、工事に起因して被害に生じる恐れのある事項について、念入りに調査して対策をたてること。

- 1) 敷地内の状況、境界の確認と保持
- 2) 地下埋設物や、上空仮設物の確認と対策
- 3) 周辺や資材搬入道路等の影響調査と対策
- 4) 隣地民家、道路等の状況と影響調査

b) 上記の事項で工事で影響が予想されるものは、関係者立会の上、工事着工前に写真撮影等の調査を行い、後日のために整理保存しておくこと。

＊ 工事作業場及び安全について

- a) 本工事に際しては通行人に危険を及ぼさないよう交通標示、現場の整理等保全に充分留意すること。
- b) 工事敷地により車の出入り及び資材搬入出に際しては専任の交通誘導員を常駐させ安全を期すること。
- c) 仮囲いの位置は係員と事前に打ち合わせすること。

＊ 工事災害及公害の防止について

- a) 工事の施工に伴う災害の防止は関係法規に従い適切に処置すること。
- b) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- c) 公害の防止につとめること。
- d) 工事担当者の適切な注意をもってしても尚、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置については監督員と協議すること。

＊ 打合せ等

別途関連工事も含め、定期的に工程安全打合せ会を開く等、全体工程のスムーズな進捗に配慮すること。
打合せ会は請負者が開催し連絡、打合せ、記録するものとする。

＊ 建設廃棄物について

- a) 建設廃棄物の処理に当たっては、「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守して行い、廃棄物の収集、運搬、又は処分を委託する場合は「マニフェスト」を使用すること。

＊ 金抜設計書について

- a) 設計書記載の数量は参考数量とします。入札に当たっては各自積算を行い入札の事。